

中野区広報活動におけるソーシャルメディア運用基準

2011年10月26日要綱第197号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 ツイッター（第4条—第10条）

第3章 フェイスブックページ（第11条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、中野区が、公式ホームページ等を通じた広報活動を充実する手段として、ソーシャルメディアを区民等への情報提供媒体として運用することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ソーシャルメディア インターネット上の利用者間の双方向のコミュニケーションを可能にする媒体をいう。
- (2) ツイッター 米国T w i t t e r社の提供するソーシャルメディアサービスで、インターネット上で140文字以内の文章を不特定多数の利用者と共有するサービスをいう。
- (3) フェイスブックページ 米国F a c e b o o k社の提供するソーシャルメディアサービスで、利用者との交流のために作成されたページをいう。
- (4) アカウント ツイッター及びフェイスブックページを設置及び運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

- (5) アカウント運用ポリシー ツイッターのアカウントの運用方針及び取決めをいう。
- (6) 公式アカウント 経済産業省が民間事業者と連携して構築した公共機関のアカウントを認証する仕組みにより認証を受けたツイッターのアカウントをいう。
- (7) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
- (8) リツイート 他のユーザーのツイートを引用してツイートすることをいう。
- (9) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (10) フォロワー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。
- (11) ページ管理者 フェイスブックページの管理及び運用を行う者をいう。

(運用するソーシャルメディア)

第3条 この基準により運用するソーシャルメディアは、ツイッター及びフェイスブックページとする。

第2章 ツイッター

(運営主体)

第4条 この基準により運用するツイッターのアカウントは、政策室広報分野が取得し、その管理及び運営は、政策室広報分野統括管理者（以下「広報分野統括管理者」という。）が行う。

2 ユーザー名は、tokyo_nakano とする。

(公式アカウントの認証)

第5条 なりすましによる虚偽の情報の流布を防止するため、政策室広報分野は、公式アカウントの認証を取得する。

(アカウント運用方針等の明示等)

第6条 広報分野統括管理者は、中野区の公式ホームページ（以下単に「公式ホームページ」という。）において、アカウントの運営主体、ツイッターのユーザー名並びにツイートする内容及び方法を明示するとともに、当該公式ホームページに明示したアカウントのプロフィール欄から公式ホームページのツイッターに係るページにリンクができるようにする。

(ツイートの内容)

第7条 ツイートする内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公式ホームページの緊急情報、注目情報に掲載した表題及び概要並びにこれらのリンク先のURL
- (2) 前号に掲げるもののほか、広報分野統括管理者が区民にとって有益な情報であると判断した情報

(ツイートの時間等)

第8条 ツイートは、原則として、平日（中野区の休日を定める条例（平成元年中野区条例第2号）第1条に規定する休日以外の日をいう。以下同じ。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、広報分野統括管理者が行う。

(リプライの制限)

第9条 広報分野統括管理者は、原則として、リプライを行わない。

- 2 区民等からの問い合わせ及び意見は、公式ホームページに掲載した情報発信元の担当分野が、電話、ファクス又はメールにより受け付ける。
- 3 広報分野統括管理者は、フォローすることにより区民に有益な情報を提供することができる判断した場合には、公式アカウントを確認することができる国、都、市区町村その他の公共機関が運用するアカウントに係るツイートをフォローすることができる。

(アカウントの停止又は削除)

第10条、広報分野統括管理者は、システム上の問題や虚偽の情報等が大量にリツイートされるなど、継続してツイッターを運用することが困難となった場合には、公式ホームページにその理由を示してアカウントを停止又は削除することができる。

第3章 フェイスブックページ

(ページ管理者)

第11条 ページ管理者は、広報分野統括管理者及び広報分野職員のうちから広報分野統括管理者が指定する者とする。

(運用方針の明示)

第12条 広報分野統括管理者は、公式ホームページにおいて、フェイスブックページに掲載する記事の内容等の運用方針を明示するとともに、フェイスブックページの基本データ欄から公式ホームページのフェイスブックページに係るページにリンクができるようにする。

(掲載する記事の内容)

第13条 フェイスブックページに掲載する記事の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 区の実績、催し及び出来事等の情報のうち広報分野統括管理者がフェイスブックページに掲載する必要があると判断した情報
- (2) 街の風景及び地域のイベント等中野区以外の団体等が主催する催しで、広報分野統括管理者が掲載する必要があると判断した情報
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広報分野統括管理者が区民にとって有益な情報であると判断した情報

(記事掲載の時間等)

第14条 フェイスブックページへの記事の掲載は、原則として、平

日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間に、ページ管理者が行う。

(フェイスブックページの停止又は削除)

第 15 条 広報分野統括管理者は、システム上の問題や虚偽の情報等が大量にコメントされるなど、継続してフェイスブックページを運用することが困難となった場合には、公式ホームページにその理由を示してフェイスブックページを停止又は削除することができる。

第 4 章 雑則

(その他)

第 16 条 この基準に定めるもののほかソーシャルメディアの運用に関し必要な事項は、政策室長が定める。

附 則

この要綱は、2011 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (2013 年要綱第 48 号)

この要綱は、2013 年 4 月 1 日から施行する。